

財務省告示第四百十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十八年度の初日から平成十八年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十八年十月三十一日

財務大臣 尾身 幸次

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十八年度の初日から平成十八年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	二六トン
三	トン
四	一三、三三六トン
五	八一四トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
三四六トン	五一二トン	七、五一二トン	六三、八八一トン	一八、六二四トン	二五七トン	三六、三九七トン	七二三、五六五トン	二、八二九、六二五トン	四一、二二トン	一、九七トン	二、三六三トン	一八、七五五トン	・三トン	一・三三トン	五トン

二九	六八 トン
二八	四 トン
二七	五、九六三 トン
二六	一、三八七 トン
二五	ト ン
二四	一 トン
二三	二、五三 トン
三三	三 八トン
二二	一八、一四九 トン